

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行（平成18年10月1日）に伴う確認、検査申請の取扱いについて

平成18年11月27日

標記法律（以下、「新法」）の施行に際し、今後の確認申請の取扱いを以下のとおりとします。

1. 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下、「増改築等」）をする際の建築確認申請に伴うチェックリストの提出について

増改築等の建築確認申請の審査時、当該増改築等に係る部分以外の部分（以下、「既存部分」）の吹付け石綿又は吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）（以下、「吹付け石綿等」）の有無を事前に掌握し、かつ適切な審査を行うため「既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書」（別紙1）を作成し、確認申請書に添付し、提出してください。

2. 増改築等の建築確認申請に伴う確認申請書備考欄等への記載事項について

(1) 既存部分に吹付け石綿等を使用していない場合、又は使用していたが既に当該吹付け石綿等を新法の定める基準に従い、撤去、囲込み又は封じ込め措置（以下、「撤去等の措置」）済みである場合、確認申請書（建築物）（規則別記第二号様式、以下同じ）の第4面【19. 備考】欄に、原則として、以下のとおり記載してください。

- ・ 既存部分には吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）は使用されていません。
- ・ 既存部分にあった吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）は既に措置（撤去・囲込み・封じ込め）済みです。

(2) 既存部分に吹付け石綿等を使用しており、増改築等の工事に併せて撤去等の措置を講じる場合、確認申請書（建築物）の第3面の以下の各欄に、原則として、以下のとおり記載してください。

【18. その他必要な事項】欄（囲込み・封じ込めの場合のみ）

- ・ 既存不適格条項・・・法第28条の2

【19. 備考】欄

- ・ 既存部分にある吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）について、（撤去・囲込み・封じ込め）の措置を講じます。

3. 「工事計画・施工状況報告」指示書について

「工事計画・施工状況報告」指示書（大連協標準様式）（別紙2）のその他の項目「既存部分の石綿等を措置した場合（完了検査時）」欄で提出を求めている書類を、完了検査時に提出してください。

4. 完了検査申請について

上記2(2)の取扱いとなった建築物の完了検査申請については、完了検査申請書(規則別記第十九号様式)第三面【11. 備考】欄に、原則として、以下のとおり記載してください。

不適合の規定 法第28条の2、根拠となる規定○○○

- ・ 確認申請書に記載のとおり、既存部分にある、吹付け石綿及び吹付けロックウール(石綿重量含有率0.1%超)について、(撤去・囲込み・封じ込め)の措置を講じました。

5. 完了検査申請書第四面(工事監理報告)について

完了検査申請書第四面(別紙3) 備考欄「建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置」の欄に、工事監理の状況を記載してください。

## 既存建築物の石綿含有建築材料使用調査書

### 1. 調査建築物の概要

大阪府内建築行政連絡協議会標準様式

確認済証番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有り (昭和・平成 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し					
建物主要用途		構造種別	<input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> W造			
建築面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 階 / 地下 階			
延べ面積	m <sup>2</sup>	耐火・準耐火	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物			

### 2. 調査した日

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

### 3. 調査した者

( )級建築士	( )登録	第	号
( )級建築士事務所	( )登録	第	号
事務所名:			
氏名:	Ⓜ	(連絡先:	

### 4. 調査の方法

<input type="checkbox"/> 設計図書等による確認	<input type="checkbox"/> 建材の分析結果	<input type="checkbox"/> その他の方法( )
-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------

### 5. 調査の結果

吹付け石綿・吹付けロックウールの有無	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
--------------------	-----------------------------	-----------------------------

建築主

Ⓜ

#### <記入上の注意事項>

- ① 当調査書は、増築等をする棟について記入してください。
- ② 「5. 調査の結果」の欄については、石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた建築材料以外の建築材料(吹付け石綿・吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの)の使用の有無について記入してください。
- ③ 記入にあたっては、該当する項目の□部分に"レ"印をいれてください。
- ④ 当該調査書には、必要により、調査範囲のわかる図面(平面図等)を添付してください。

「工事計画・施工状況報告」指示書

<b>提出時期凡例</b>	
① 中間検査(基礎工事に関する特定工程)申請時	③完了検査申請時
② 中間検査(重方工事に関する特定工程)申請時	④建築設備を天井裏、床下等のいんべいする工程に達する以前の報告

次の○印のあるものは、検査対象となりますので、所定の時期に検査の申請を行って下さい。

① 中間検査(基礎工事に関する特定工程)基礎の配筋工事	
② 中間検査(重方工事に関する特定工程)	
木造	特 定 面 工 事 程 序 は
鉄筋コンクリート造	
鉄骨造	
鉄骨鉄筋コンクリート造	
その他の構造	
前各項の構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	
③完了検査	

**コンクリート工事に関する取扱要領**

下記枠内の○印については大阪府内建築行政連絡協議会制定の「コンクリート工事に関する取扱要領」の適用要否欄ですので、確認下さい。  
適用物件の内容については、工事計画・施工状況報告書作成要領(構造関係)に記載の「コンクリート工事に関する取扱要領」及び解説を参照して下さい。

○	本申請は、コンクリート工事に関する取扱要領の適用は受けません。
○	本申請は、コンクリート工事に関する取扱要領適用物件です。

**構造関係**

A 当該工事着手前に次の○印のものを提出して下さい。

地盤調査報告書
コンクリート工事施工計画報告書 (コンクリート打込計画表 骨材試験報告書 コンクリート配合報告書含む)

**設備関係**

A 次の○印の報告書を建築基準法及び所管特定行政庁規則又は細則等による建築設備に関する工事監理報告書様式により提出して下さい。

提出時期 ③	1. (1) 建築設備工事監理報告書
	2. (1) 機械換気設備
	(2) 感知器と連動して閉鎖する防火設備
	(3) 排煙設備(自然・機械・加圧)
	(4) 非常用照明装置
	(5) 給水、排水その他の配管設備
	(6) 遮音設備
	(7) ガス設備(3階以上の共同住宅のみ)
	(8) シックハウス対策用換気設備
	(9)

B 次の○印のものは、工事計画・施工状況報告書作成要領(構造関係)を参考とし、提出して下さい。

提出時期	①	②	③
1	○		
2	○		
3	○		
4	○		
5	○		
6	○		
7	○		
8	○		
9	○		
10	○		
11	○		
12	○		
13	○		
14	○		
15	○		
16	○		
17	○		
18	○		
19	○		
20	○		
21	○		
22	○		
23	○		
24	○		
25	○		
26	○		
27	○		
28	○		
29	○		
30	○		
31	○		
32	○		
33	○		
34	○		
35	○		
36	○		
37	○		
38	○		
39	○		
40	○		
41	○		
42	○		
43	○		
44	○		
45	○		
46	○		
47	○		
48	○		
49	○		
50	○		
51	○		
52	○		
53	○		
54	○		
55	○		
56	○		
57	○		
58	○		
59	○		
60	○		
61	○		
62	○		
63	○		
64	○		
65	○		
66	○		
67	○		
68	○		
69	○		
70	○		
71	○		
72	○		
73	○		
74	○		
75	○		
76	○		
77	○		
78	○		
79	○		
80	○		
81	○		
82	○		
83	○		
84	○		
85	○		
86	○		
87	○		
88	○		
89	○		
90	○		
91	○		
92	○		
93	○		
94	○		
95	○		
96	○		
97	○		
98	○		
99	○		
100	○		

**その他**

提出時期	①	②	③	④
1	○			
2	○			
3	○			
4	○			
5	○			
6	○			
7	○			

※の報告書に関する試験は大阪府内建築行政連絡協議会が定める試験機関で行って下さい。

(平成17年10月1日現在)

※1	○(財)日本建築総合試験所 本所(06-6872-0391) 京都試験室(075-822-0713) 大塚試験室(06-6351-7217) 加古川試験室(0794-35-5811) 堺試験室(072-244-3912) 神戸試験室(078-304-0001)
	○(財)日本品質保証機構 関西試験センター(0729-66-7209)
	○有限責任中間法人 奈良県技術センター (0745-42-2266)
	○株式会社 サンゼン (06-4868-8061)
※2	公的試験機関

※裏面に注意事項があります。必ずお読み下さい。

# 注意事項

## (一般事項)

1. 建築主は、確認申請が必要な建築物、工作物を建築、築造する際は、工事監理者を選定しなければなりません。  
○鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造……延べ面積が30㎡を超えるもの等。  
○その他構造……延べ面積が100㎡を超えるもの、又は階数3以上のもの。  
○住宅で延べ面積が50㎡以上
2. 建築主は、工事監理者又は工事施工者を選定(変更)したときは、その資格、住所、氏名、登録番号等をすみやかに届け出て下さい。
3. 工事の施工者は、工事期間中工事現場の見易い場所に「建築基準法による確認済」の表示をして下さい。  
(様式は建築基準法施行規則別記第68号様式による)
4. 建築主は、中間検査の対象となる建築物の特定工程にかかる工事を終えたときは、その日から4日以内に建築主事・指定確認検査機関に到達するように中間検査申請書を提出して下さい。
5. 建築主は、工事が完了したときは完了した日から4日以内に建築主事・指定確認検査機関に到達するように完了検査申請書を提出して下さい。

## (中間検査の申請について)

1. 中間検査の対象となる建築物については、所管特定行政庁規則又は細則を参照して下さい。
2. 中間検査の申請にあたっては次の点に十分留意して下さい。
  - (1) 計画の変更をして建築しようとする場合は、事前に計画変更申請等必要な手続きを行い、確認済証の交付を受ける等の処理を完了しておいて下さい。その処理が完了し検査に合格しなければ、特定工程後の工程に着手できず、工事を中断することになりますのでご注意ください。
  - (2) 中間検査の実施日については、所管の建築主事又は指定確認検査機関と十分調整しておいて下さい。
  - (3) 本特定工程以外に建築主事又は指定確認検査機関による報告を求められているときは、その報告を行って下さい。
  - (4) 特定工程は次のとおりです。

### ① 基礎工事に関する特定工程

項	特定工程
1	基礎の配筋工事

### ② 建方工事に関する特定工程

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋根の工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)
3	鉄骨造	2階の床版の取付け工事(平屋については、建方工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事
5	その他の構造	屋根の工事
6	前各項の構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)

## (中間検査合格証の交付等について)

- (1) 中間検査に合格した場合は、「中間検査合格証」をお渡しますので受領下さい。なお中間検査に合格することにより特定工程後の工程に係る工事を施工することができます。
- (2) 中間検査日から1ヶ月以内に必要な是正等が行われず適法であると認められない場合は、建築主事等により建築主の方へ「中間検査合格証を交付できない旨の通知」(指定確認検査機関が検査を行った場合は「中間検査不合格報告受理報告書」)により中間検査不合格の通知をします。なお、適法であると認められない場合として、以下のような例が多く見られますのでご注意ください。
  - (i) 確認済証交付時に求められた各種試験報告書の提出や工事写真等の報告が行われなとき。
  - (ii) 中間検査時に指示された各種試験報告書の提出や是正工事等の報告が行われなとき。
- (3) 上記(2)の是正後、現場の手直しや添付書類の整理をした上で、再度中間検査の申請を行って下さい。(申請手数料は、再度必要です。)
- (4) 中間検査に合格せず、特定工程後の工程に係る工事を着手した場合は、建築基準法第7条の3の規定に違反することとなるため、建築基準法及び建築士法に基づく処分の対象となる場合がありますのでご注意ください。

## (コンクリート工事に関する取扱要領について)

- (1) 以下に該当する工事については大阪府内建築行政連絡協議会制定の「コンクリート工事に関する取扱要領」が適用されます。
  - (i) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの。
  - (ii) その他、特に必要と認めて指定するもの。
- (2) 「コンクリート工事に関する取扱要領」が適用される建築物の工事監理又は工事施工に当たられる方は、以下に注意して下さい。
  - ① 現場で工事監理又は、施工管理を行う方は、定められた研修を修了した方でなければなりません。
  - ② コンクリートポンプの圧送従事者は、定められた研修を修了した方、又は所定の技能検定試験「コンクリート圧送施工」に合格した人が当たる。
  - ③ 骨材及びコンクリートに関する定められた試験を登録試験所で行って下さい。
    - (a) 試験用骨材の採取に際しては、工事監理者が立会う。但し、登録試験所が採取する場合を除く。
    - (b) 供試体の現場水中養生を行う。
    - (c) 塩化物量の測定は、工事現場で打込み前のフレッシュコンクリートについて国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器を用いて行う。

## (シックハウス対策に関する検査時の提出書類について)

建築基準法の一部改正により平成15年7月1日以降に着手する建築物は、新たにシックハウス対策に関する対応が義務付けられました。本建築確認申請の中で明記されたシックハウス対策に関する項目は各自現場で遵守すると共に、中間検査及び完了検査(以下、「検査」)の受検時において新たにシックハウスに関する項目が検査の対象となります。つきましては、表面の関係書類を検査の申請書と併せて所管の建築主事あるいは指定確認検査機関に提出して下さい。なお、検査申請及び受検に際しては以下の点に十分留意して下さい。

- (1) 建築物の一部を変更する場合は変更の規模に関わらず事前に確認審査窓口にご相談して下さい。検査時に内装材等が建築確認申請書と異なる場合、中間検査時にあつては特定工程後の工程に影響が生じる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 検査の実施日については建築主事又は指定確認検査機関と十分調整して下さい。
- (3) 特定工程に応じて表面の関係書類が追加されます。